

## 第 52 回婦人の地位委員会 合意結論

### ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達

1. 婦人の地位委員会は、女性のエンパワーメントのために人的資源及び財政的資源を提供するための政治的コミットメントの必要性と、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの目標を実現するため、資金があらゆる部門にまたがった、あらゆる供給源から識別され、動員されなければならないことを強調した「北京宣言及び行動綱領」、また、平等で有効かつ適切な資源配分を推進し、女性のエンパワーメントを強化するジェンダー平等及び開発を目的とした施策の支援を目指して適切な予算配分編成を行うため、適当な場合には、あらゆる政策と予算の立案、開発、採用及び執行過程にジェンダーの視点を取り入れるよう各国政府に要請した「第 23 回国連特別総会」の成果文書を再確認する。
2. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」及び「第 23 回国連特別総会」の成果文書の実施に際して、なお存続する挑戦や障害を強調し、またそれらの完全かつ迅速な実施のために更なる行動を取ることを誓った第 4 回世界女性会議 10 周年記念の場で採択された宣言を再確認する。
3. 委員会は、とりわけ、地球上のあらゆる地域で、開発－持続可能でジェンダーに敏感かつ人間中心の開発－のための資金調達という、相互に関連し合う国家的、国際的、体系的な課題に対し、包括的なアプローチを取ることが不可欠であることを確認した、2002 年にモンテレイで開催された「開発資金国際会議」における成果を想起する。
4. 委員会はまた、2005 年世界サミットを想起し、「北京宣言及び行動綱領」並びに「第 23 回国連特別総会」、「国際人口・開発会議」及びその他の関連する国連のサミットや会議の成果の完全かつ効果的な実施が、特にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に関し、国連ミレニアム宣言に盛り込まれたものを含む、国際的に合意された開発目標の達成に不可欠な貢献を行うことを再確認する。
5. 委員会は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその選択議定書並びに「児童の権利に関する条約」を再確認し、女性と男性、女兒と男児との間における平等の原則の実現的な実現に向けた、女子差別撤廃委員会の働きに留意する。
6. 委員会はまた、ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントの推進については政府が第一義的責任を担うこと、「北京宣言及び行動綱領」の実施においてはジェンダー主流化及び国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）が必要であり、かつそれらが不可欠な役割を果たすこと、及び国内本部機構が効果的に機能するためには、明確な権限を備えた強力な制度的枠組、可能な限り最高のレベルへの位置づけ、説明責任の仕組み、市民社会との協力関係、透明な政治プロセス、十分な財政的・人的資源及び継続的な強い政治的コミットメントが決定的に重要であることを再確認する。
7. 委員会は、行動綱領が、その実施には国内的及び国際的レベルで提供される適切な財政的資源が必要であること、及びこの点で開発途上国における国家能力を強化するためには、先進国からの全体的な政府開発援助の合意目標のできるだけ早い実現に向けた努力が必要であることを認識していることを想起する。委員会はあらゆる開発のための財源を最大限活用することの重要性を認識する。
8. 委員会はまた、ジェンダー平等を達成する手段としてのジェンダー主流化の重要性並びにそのためにあらゆる政治的、経済的、社会的分野の政策及びプログラムの立案、実施、監視及び評価においてジェンダーの視点の主流化を推進し、ジェンダー分野における国連システムの能力を強化する必要性を認識する。

9. 委員会は、ジェンダー平等並びにあらゆる人々の人権及び基本的自由の完全な享受を推進し保護することが、開発、平和及び安全の前進に不可欠であることを再確認し、平和は女性と男性の平等及び開発と密接に関連し合っていることを強調する。
10. 委員会は、普遍的にして不可分かつ相互に依存し関係し合う、発展の権利を含む女性の人権及び基本的自由の推進、保護及び尊重を、貧困撲滅のためのあらゆる政策及びプログラムの中心に捉えるべきであることを再確認するとともに、あらゆる人々が経済的、社会的、文化的及び政治的開発に参画し、寄与し、かつそれらを楽しむ権利をすべての人に保証するための措置を講じる必要性も再確認する。
11. 委員会は、女性及び女兒への投資が、生産性、効率性及び持続可能な経済成長において相乗効果を有し、女性の経済的エンパワーメントがミレニアム開発目標の達成と貧困の撲滅の中核を成すことを示す証拠が増えていることに留意し、相乗効果を最大限活用するためには、適切な資源があらゆるレベルに配分され、仕組み及び能力が強化され、ジェンダーに反応した政策が増進される必要があることを認識する。
12. 委員会は、2015年までの妊産婦死亡率及び乳幼児死亡率の削減、HIV/AIDS対策並びに妊産婦の健康の改善を目的とした、ミレニアム開発目標に組み込まれている目標を再確認し、また、国際人口・開発会議で提示された、ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントの推進に不可欠な、リプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを達成するための目標を再確認する。
13. 委員会は、諸基金、計画及び専門機関を含む国連の役割、特に国連婦人開発基金（UNIFEM）及び国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）がそれぞれの権限の範囲内で果たす役割を北京行動綱領が認識していることを想起し、また、国連システムの一部としての国連ジェンダー問題特別顧問事務所及び女性の地位向上部のジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進における、ひいては行動綱領の実施における役割を認識する。
14. 委員会はさらに、ブレトン・ウッズ機関、その他の金融機関及び民間セクターもまた、開発のための資金調達にジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントを推進することを確実にする上で重要な役割を担うことを想起する。
15. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」の実施の進展における、非政府組織及びその他の市民社会組織の重要性を認識する。
16. 委員会は、不十分な政治的コミットメント及び予算資源がジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に対して障害をもたらし、かつ、「北京宣言及び行動綱領」及び「第23回国連特別総会の成果」を擁護し、支援し、効果的な実施を評価する、女性の地位向上のための国内機構及び女性団体の有効性と持続可能性を引き続き損なっていることを懸念する。
17. 委員会は、貧困の女性化の広がりを懸念し、貧困の撲滅は、世界が今日直面している地球規模の最重要課題であり、特に、後発開発途上国を含む開発途上国にとって、持続可能な開発に向けた必須要件であると、改めて表明する。この関連で、委員会は、ミレニアム開発目標及び他の国際的に合意された開発目標を達成することは、ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントのための十分な資源の投入を必要とする地球規模の取組であることを強調する。
18. 委員会は、不適切な立案と適用に起因する、女性に対するものを含む、構造調整計画による負の影響を引き続き懸念する。
19. 委員会は、UNIFEM、INSTRAW、国連ジェンダー問題特別顧問事務所、女性の地位向上部を含む国連システムにおけるジェンダー平等の分野における資源不足に懸念を表明し、また、国連システム全体にわたって、ジェンダー主流化を含む、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの向上に対し配分され費やされた資源を、より効果的に追跡する必要性を強調する。

20. 委員会は、モンテレイ合意によるものを含め、第4回世界女性会議以降のジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの達成に向けた世界的なコミットメントは未だ完全には実行されていないことを明言する。
21. 委員会は、国家の優先事項を念頭に置きつつ以下に示す行動を取るよう、各国政府及び／又は、適当な場合には、それぞれの権限の範囲内における国連システムの関連基金、計画、専門機関に要請し、また国際金融機関、市民社会、非政府組織、民間セクターに推奨する。
- (a) ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントに対する投資を、彼女たちのニーズと周辺環境の多様性を考慮しつつ、増加させる。この投資には、国際協力の強化と増加によるもののほか、地方、国家、地域、国際レベルでのジェンダー平等を確実にするため、資源配分にジェンダーの視点を主流化することや、特定の、かつ狙いを定めた活動のための必要な人的・財政的・物的資源の配分を確実にすることを通じたものが含まれる。
- (b) 行動綱領の全ての重要な領域におけるジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントに対する根強い障害の排除を目的とした活動に対し、十分な資源が配分されることを確保する。
- (c) 貧困の女性化を削減し、グローバリゼーションによる社会的・経済的な負の影響に対処するための女性の能力強化、エンパワーメントを行う貧困撲滅戦略を、女性の完全かつ効果的な参画を得て立案し、強化する。
- (d) 女性及び女兒がグローバリゼーションによる機会がもたらす利益を完全に共有できる環境を創出する。
- (e) 国家開発、社会保護及び貧困削減の戦略を含む、あらゆる国家経済政策、戦略及び計画の立案、実施、監視、評価、報告において、あらゆる政策分野にわたり調和のとれた形でジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する目標を含む政策、戦略及び計画の立案及び開発において、女性の地位向上のための国内機構及び女性団体を関与させる。
- (f) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための政策の一貫性と適切な資源を確保するため、あらゆる経済政策の策定にジェンダーの視点を取り入れ、経済面のガバナンスの組織及び過程への女性の参画を増加させる。
- (g) 開発戦略の決定・実施の際、また、国家プログラムへジェンダーの問題を統合する際に女性の完全かつ効果的な参画を確保するため、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを達成するための努力を援助する開発関連の活動に対する十分な資源配分によるものを含め、後発開発途上国を含む開発途上国による努力への援助を優先する。
- (h) あらゆる計画、プログラム、政策の策定における女性の完全かつ平等な参画を保証するため、政治的、社会的、経済的意思決定及び行政組織、特に、経済・財政政策に責任を有する組織における女性の完全な代表と完全かつ平等な参画を可能にするために障壁を取り除き、適切な資源を配分する。
- (i) 女性の地位向上のための国内本部機構を含め、制度的枠組と説明責任メカニズムの能力と権限を強化し、また、あらゆる政策分野へのジェンダーの視点の統合を唱道し、支援し、監視し、評価する際及びジェンダー平等計画、プログラム、法令を実施する際に、それらが果たす重要な役割を遂行するために、それらが継続的かつ適切に資源を配分され、必要な権限を付与されることを確保する。
- (j) あらゆる国家政策、計画、予算において確実にジェンダー平等の視点を統合するため、女性の地位向上のための国内機構、財政・計画担当省及びジェンダー・フォーカル・ポイントを含む関係省庁・組織及び女性団体との間の調整されかつ制度化された対話を強化する。
- (k) ミレニアム開発目標3を含むジェンダー平等に向けた国際的及び地域的コミットメントを達成するため、ジェンダー主流化及び積極的改善措置の戦略を含む、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメ

ントのための国家政策、プログラム、戦略及び計画について費用を見積もるとともに、十分に資源を配分し、それらが総合的な国家戦略に取り入れられるとともに、関連部門の計画や予算に反映されることを確実にする。

(l) 国内資源の動員及び配分がジェンダーに反応した方法で行われることを確保し、社会・ジェンダー予算政策の能力構築における国家の取組を強化するため、あらゆる省庁、特に女性に関する国内本部機構及び財政担当省並びに、適当な場合には、地方自治体におけるジェンダー主流化の能力開発のための資源を配分する。

(m) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントへの資金調達、特に財政へのジェンダーに反応したアプローチの導入及び実施に関する進捗を測定するため、年齢やその他の要素別のデータ及びケア・エコノミーへの女性の貢献に関するデータを含む、性別データ及びジェンダー関連データの収集、分析及び普及を改善し、体系化し及び資金を供給するとともに、必要なインプット、アウトプット及びアウトカムに関するあらゆるレベルの指標を開発する。

(n) マクロ経済の安定、構造調整、対外債務問題、課税、投資、雇用、市場及び経済のあらゆる関連分野に関わる政策とプログラムについて、行動綱領の目標の達成を視野に入れつつ、それらの政策やプログラムが貧困、不平等及び特に女性に与える影響に関して、またそれらの家族の福利・状況への影響を評価し、生産的資産、富、機会、収入及びサービスのより公平な分配を推進するよう、適当な場合には、それらを調整するため、ジェンダー分析に着手し、ジェンダー分析を普及するとともにそれらの分野の調査を支援し、促進する。

(o) 「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的な実施を加速させることへの政府支出による貢献を高めるため、あらゆる政策分野における歳入と歳出についてジェンダーに敏感な分析を実施し、予算の計画、配分及び歳入徴収に当たってはその見直しと評価の結果を考慮に入れる。

(p) あらゆる政策分野においてジェンダー平等を推進させることを視野に入れつつ、あらゆるレベルの予算政策にジェンダーの視点を体系的に取り入れるため、ジェンダーに反応した立案と予算編成のための、国の指標を含む、方法論と手法を、適当な場合には、開発し、実施する。

(q) まだコミットメントに沿って行動していない先進国に対し、それぞれの国民総生産（GNP）の0.7%を開発途上国向け政府開発援助に、それぞれのGNPの0.15%から0.20%を後発開発途上国向けにという目標達成に向けて具体的に取り組むよう要請する。また、開発途上国に対し、政府開発援助が、開発目標及びターゲットの達成に資するために、とりわけジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現のために効率的に用いられることを確保する点において達成された進展をさらに積み上げていくよう奨励する。

(r) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進を視野に入れ、金融に関する基準や規範の策定において、開発途上国の効果的かつ公平な参画を確保する。

(s) ジェンダー主流化や目標とされた事業への資金提供、及びそれらの問題に関する援助国と開発途上国との対話の強化の双方を通じ、開発における国家の優先順位に沿ったジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントを特に目標としている開発援助の焦点と影響を強めるとともに、開発援助のあらゆる分野及びテーマ別の分野にジェンダーの視点を取り入れるために配分された資源を効果的に測定するメカニズムを強化する。

(t) 援助モダリティと、援助分配メカニズムを強化するための取組に、ジェンダーの視点を統合することを奨励する。

(u) 後発開発途上国を含む開発途上国が、女性の地位向上を含む開発を目標とするプログラムやプロジェクトへの資金を調達することを支援するため、とりわけ政府開発援助の債務帳消しという選択肢を含む債務救済を通じた、これらの国の対外債務及び債務返済の問題にジェンダーの視点を統合する開発志向で永続的な解決策を明確化し、実施する。

- (v) 貸付、贈与、プロジェクト、プログラム及び戦略の立案において、引き続きジェンダーの視点を考慮するよう国際金融機関に奨励する。
- (w) 通商政策による女性及び男性への異なる影響を明確化し対処するとともに、通商政策の策定、実施及び評価にジェンダーの視点を取り入れ、女性生産者の通商の機会を拡大する戦略を作成し、及び国内、地域及び国際的な通商での意思決定の組織及び過程における女性の積極的参画を推進する。
- (x) 国際労働機関条約を含む適切な多国間協定に基づき、国内労働法、政策及びプログラムについてジェンダーに敏感な評価に着手するとともに、多国籍企業のものも含めた雇用慣行のためのジェンダーに敏感な政策及びガイドラインを確立する。
- (y) 労働市場参加への不平等なアクセス及び賃金の不平等を含む職場における女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するため、並びに女性及び男性の双方にとっての仕事と私生活との調和のため、十分な資源を配分する。
- (z) あらゆる国際的及び国内の開発及び貧困撲滅の戦略への女性の完全な参画、都市部、農村部双方での女性のための、より多くのより良い仕事の創出、並びに女性の社会的保護と社会的対話への統合を含む、完全かつ生産的な雇用と全ての人に対するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進に向けた積極的な労働市場政策を確立し、それに資金を供給する。
- (aa) マイクロファイナンス、マイクロクレジット及び協同組合によるものを含め、女性の起業家精神と民間のイニシアティブを促進することを目的とするジェンダーに反応した政策・プログラムの開発、資金調達、実施、監視及び評価のための措置を講じるとともに、女性が経営する事業が、とりわけ国際貿易、技術の革新と移転、投資及び知識・技能訓練に参画し、それらから利益を享受することを支援する。
- (bb) 貧困撲滅、雇用創出及び特に女性のエンパワーメントのため、マイクロクレジットを含むマイクロファイナンスツールへのアクセスを確保するとともにこれらのツールの役割を十分に最大化し、国際金融機関の支援によるものも含め、既存及び新興のマイクロクレジット機関とそれらの能力の強化を奨励し、及びベスト・プラクティスが広く普及されることを確保する。
- (cc) 土地その他の資産の相続権及び所有権、信用貸付、天然資源、適切な技術を含む経済資源への完全かつ平等なアクセスを女性に与えるため、法律及び行政の改革に着手する。
- (dd) 女性に対する差別を撤廃するためのあらゆる適切な措置を講じ、貧しく教育を受けていない女性に特別な注意を払いつつ、銀行融資、担保及び他の形態の信用貸付への女性によるアクセス及び管理を強化する。法的援助への女性によるアクセスを支援する。金融部門に対し、ジェンダーの視点を政策とプログラムの中心に据えることを奨励する。訓練・生産資源及び社会的保護への女性の完全かつ平等なアクセスを確保する。女性、特に開発途上国と後発開発途上国の女性によるあらゆるレベルの市場への平等なアクセスを推進する。
- (ee) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを実現し、女性及び女兒のあらゆるレベルにおける教育を受ける権利及び高品質かつ手頃な価格で普遍的にアクセス可能な保健医療サービス、特にプライマリー・ヘルスケアに加えて可能な限り最高水準の性と生殖の健康を含む、心身の健康を享受する権利を確保するため、教育、保健、及び社会サービスを強化し、資源を有効に活用する。
- (ff) 女性及び女兒が HIV/AIDS 危機により不均衡な負担を強いられていること、より感染しやすいこと、看護において重要な役割を果たしていること、HIV/AIDS 危機の結果として暴力、偏見や差別、貧困、家族と地域社会からの疎外を受けやすくなっていることを考慮しつつ、HIV/AIDS の世界的な拡大と女性化に対処し、この点について、包括的予防プログラム、治療、看護及び支援への普遍的アクセスを 2010 年までにという目標に向けた取組を大幅に拡大し、これらの取組がジェンダー平等を統合し推進することを確保する。

(gg) 武装解除、動員解除及び社会復帰並びに他の関連プログラムに関する女性及び女児の適当なアクセスを確保するための、十分な国家的及び国際的資金提供を含む、紛争防止、管理、紛争解決、和平交渉及び平和構築のあらゆるレベルにおける女性の完全で平等かつ効果的な参画のための十分な資金調達を確保する。

(hh) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを含む社会経済開発のための更なる資金の配分を可能にするため、国家の安全保障要件を考慮しつつ、世界的な軍事支出、兵器貿易及び兵器の製造・獲得のための投資を含む過度の軍事支出を削減する。

(ii) 武力紛争及び他の形態の紛争、侵略戦争、外国による占領、入植又は他の外国人支配並びにテロの状況の下における女性の地位向上にとっての根強く深刻な障害を標的とする活動に十分な資源が配分されることを確保する。

(jj) 国家の環境政策の立案、実施、監視、評価及び報告にジェンダー平等の視点を統合し、環境問題についての、特に女性及び女児の生活への気候変動の影響に関連する戦略についての意思決定のあらゆるレベルにおける女性の完全かつ平等な参画を確保するためのメカニズムを強化し、十分な資源を提供する。

(kk) ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを実現するための国連システムにおける協調、説明責任、有効性及び効率を強化する。これには、あらゆる面での主流化をより有効なものとする事並びに加盟国からの要請に応じて加盟国のジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプログラムの実施を援助する能力を高めることを通じたものが含まれる。それにより、適切かつ信頼できる人的資源と財源を利用可能にする。

(ll) 非政府組織、特に女性の団体とネットワークがそれらの有効性を高め、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに貢献できるようにするため、非政府組織による資源の動員のための支援的な環境を創出し拡大する。これには、行動綱領の実施並びに政策プロセス及びプログラム実施への参画への支援によるものも含まれる。

(mm) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国の条約に基づく義務の履行を支援するため、締約国からの要請に応じて、支援を実施する。

22. 委員会は、女子差別撤廃委員会に対し、委任された機能を果たしつつ、引き続き、その業務においてジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達を十分に考慮するよう推奨する。

23. 委員会は、加盟国に対し、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達の強化を視野に入れ、2008年にカタールで開催される予定の「モンテレイ合意の実施をレビューするための開発資金調達に関するフォローアップ国際会議」の準備と成果にジェンダーの視点を統合させるよう要請する。